

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山口市の人口は、平成7年には31,534人（平成7年国勢調査）と人口のピークに達していたが、令和2年には25,280人（令和2年国勢調査）と約20%減少しており、今後も減少していくと見込まれる。15～64歳の生産年齢人口はこの間に約35%減少しており、労働力不足が顕著となっている。また、一方で0～14歳は約51%減少、65歳以上は約75%増加しており、少子高齢化が進行している。

市内の産業構造は、製造業の割合が高くなっているが、サービス業や農林畜産業など多種多様な産業で形成されている。このように複数の事業が存在しているのは、市域南部に位置する都市部の高富地域は主にサービス業、市域北部に位置する山間部の美山地域は主に製造業や林業、市域西部に位置する農村部の伊自良地域は主に農業や畜産業と、地域の特色ある産業が独自に発達してきたためである。

現在、中小企業者は、人手不足や事業承継等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況にあるといえる。このような中、市内事業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

山口市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の生産性向上を促し、経営基盤の強化等を図るため、本計画においては年15件の先端設備等導入の計画認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

山口市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

市内産業の背景から、多様な産業が互いに連携し、相乗的な産業醸成に向けて、多様な業種が市の経済・雇用を支えていくため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、市内に事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）を有する中小企業者が設置するもののみを対象とする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

産業の発達してきた場所が各々の特性を活かした地域が各所に点在して立地しているため、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

製造業、サービス業、農林畜産業等の多様な業種について、それらに関する全ての事業で生産性向上の実現を目指し、同業種の同事業同士、更には異なる業種の異なる事業同士が互いに連携し、相乗的な産業醸成を目標とするため、対象は全業種、全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

公序良俗に反する取り組みや、人員削減を目的するなどの雇用の不安定をもたらす取り組み、反社会的勢力との関係が認められる取り組みについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

これを考慮した正確な導入促進指針及び同意導入促進計画の作成を確認するために、中小企業者に対する過度な負担とならないように配慮して、追加の書類の提出その他必要な手段を取るものとする。